

第1章

行動計画策定にあたって

第1章 行動計画策定にあたって

I 計画策定の背景

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成されるよう、全国の地方公共団体及び事業主が環境整備に必要な行動計画を策定し、子育て支援策を実施しています。

福生市では、「子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念に次世代育成支援行動計画を策定し、子育てを応援しています。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年になっても合計特殊出生率が1.26と予想されており、今後も少子高齢化が進行していくとの見通しが示されています。

以上のような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、どうすれば結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現できるかに焦点を当てて検討が進められてきました。

また女性の就労と出産・子育ての二者択一構造解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。それによると、少子化対策の推進の実効性を担保するために「利用者目線の点検・評価とその反映」が必要であること、次世代育成支援が十分に効果を発揮するために国民の理解と意識改革が必要であることも指摘されています。

福生市では、こうした状況を踏まえ、次世代育成支援行動計画（前期計画）を見直し、新たに次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定します。

Ⅱ これまでの国の施策

★エンゼルプランと新エンゼルプラン

国は、平成2年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

★次世代育成支援対策推進法

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、これまでの保育サービス中心の施策から、社会全体が一体となって総合的に取組みを進めることとされました。平成15年7月には地方自治体及び企業における子育て家庭を支援するための10年間の取組みを促進するために、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。同法は、地方自治体や企業が次世代育成支援のための取組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしています。

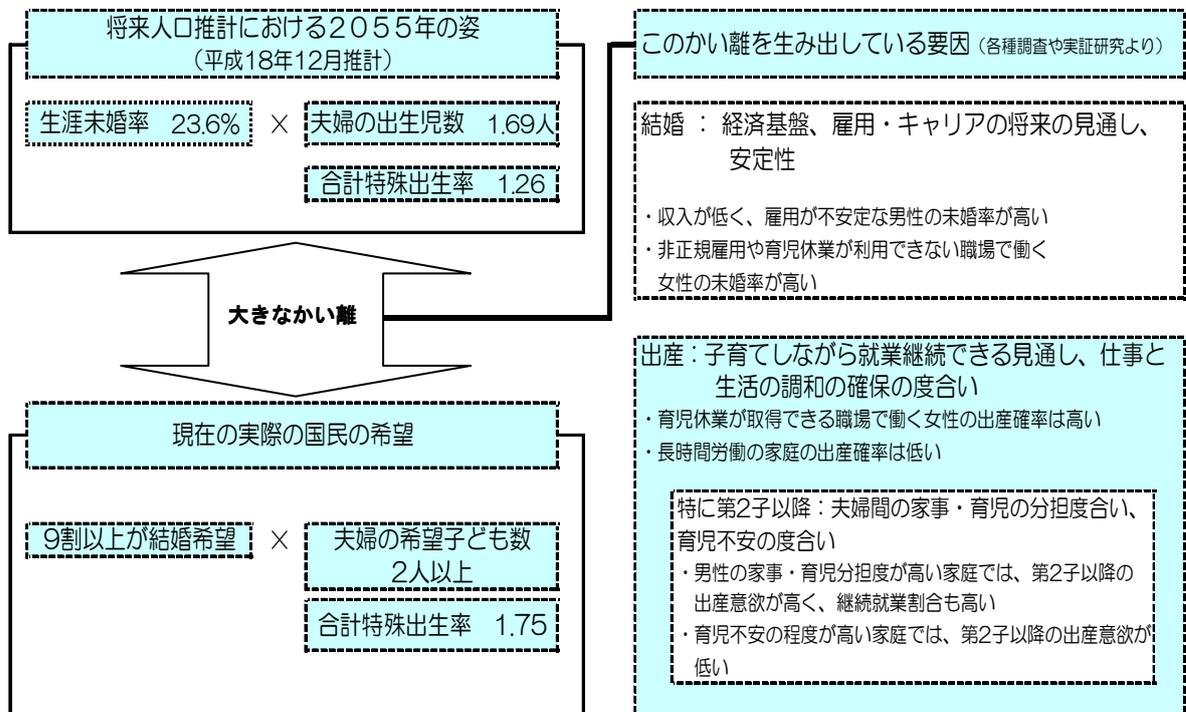
★少子化社会対策基本法と「子ども・子育て応援プラン」

平成15年に「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年には少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として「少子化社会対策大綱」が策定されました。また、少子化社会対策会議において、少子化社会対策大綱で掲げられた4つの重点課題に沿って「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、平成18年に少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

★「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成19年には、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定されました。そこでは、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目しました。その解決策として、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要であるとされています。

図表1 結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実の乖離
～急速な少子化を招いている社会的な要因～



資料：平成21年度少子化白書

★新待機児童ゼロ作戦

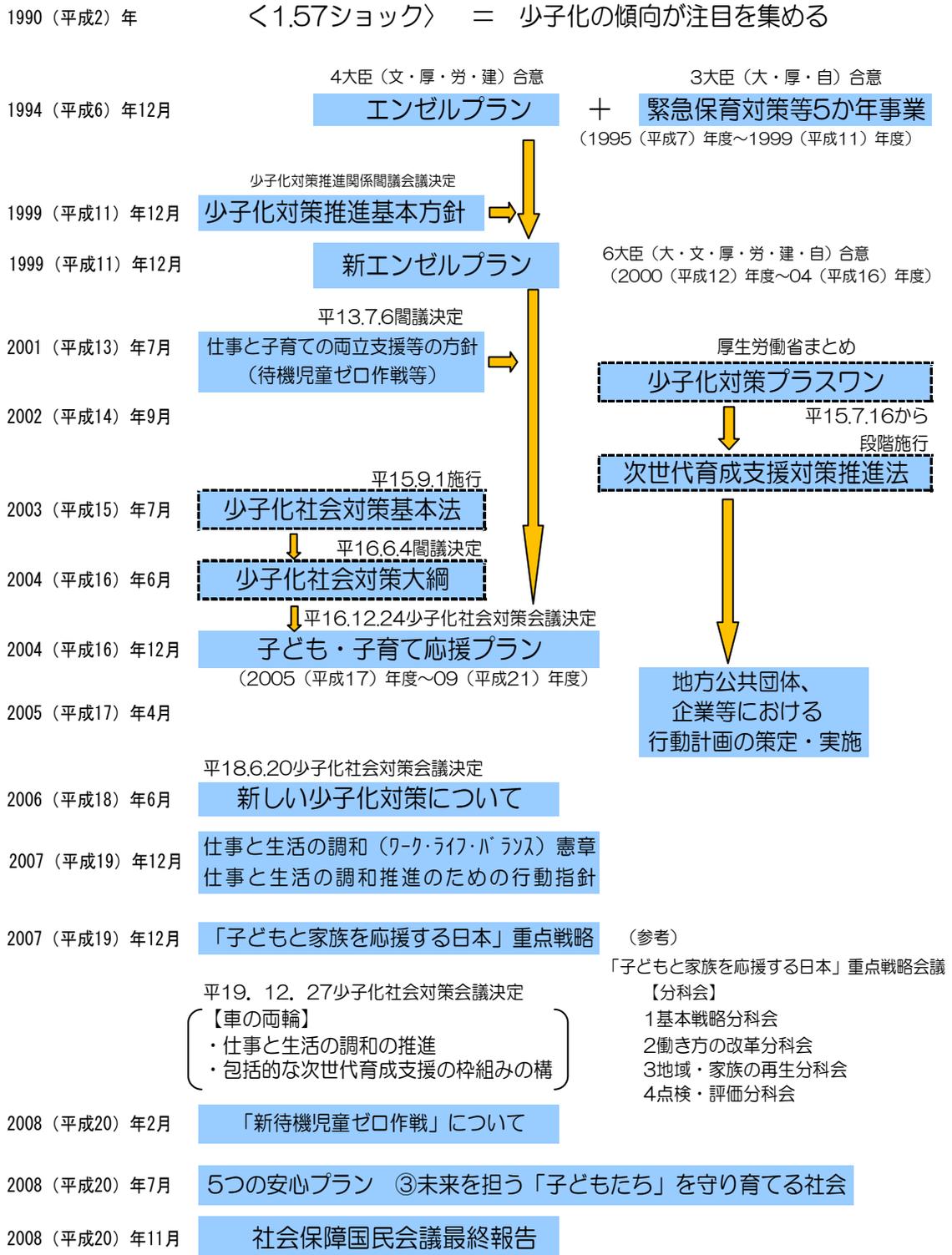
平成14年度から都市部の待機児童を解消するために推進された「待機児童ゼロ作戦」により、保育所の受入児童数を引き上げるなどの対策を進めてきました。しかし、待機児童数は平成20年度に1万9,550人と5年ぶりに増加してしまいました。そのため、国では希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現のため「新待機児童ゼロ作戦」を掲げ、今後10年間において保育のサービスの質と量の充実・強化に取り組むこととなりました。

★社会保障強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

平成20年7月には、緊急に対策を講ずべき5つの課題について「社会保障強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」を取りまとめました。

5つの課題のうち1つの柱である「未来を担う子どもたちを守り育てる社会」の実現に向けて「保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進する施策が盛り込まれています。さらに、11月には国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあり方という観点から社会保障国民会議が設置され、少子化対策として、子育て支援の社会的基盤の充実に向けて取り組んでいく視点が示され、「仕事と生活の調和」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を重要な取り組みとしています。

図表2 少子化対策の経緯



資料：平成21年度少子化白書

Ⅲ 計画の位置づけ

- 1 次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項（市町村行動計画）に基づく計画で、福生市におけるすべての子どもと家庭を対象に、今後の子育て支援策についての方向性や目標を定めるものです。
- 2 次世代育成支援対策推進法は平成17年度を初年度とする10年間の時限立法で、5年を1期として前期・後期の2期を定めるものとされています。
後期計画では、前期計画を尊重し、行動計画策定指針との整合性を図りながら策定します。
- 3 この計画は、既存の計画である「第3期福生市地域福祉計画（改定版）」の理念を継承しつつ、上位計画である「福生市総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、今後の本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。
- 4 この計画は、母子及び寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」の性格を併せもったものとして策定します。
- 5 この計画は、本市の次世代育成に関する施策の方向性を定めたものであり、各施策の推進については関係各課連携し、全庁的に取り組むものです。

Ⅳ 計画の期間

次世代育成支援対策推進法の後期計画として、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、計画の期間中においても、社会情勢の急激な変化等による新たな子育て家庭のニーズが生じたときは、見直しを行います。

平成 17年度	～	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間			見直し	後期計画期間				